

○上川町地域生活支援事業実施要綱

平成19年3月20日

上川町要綱第2号

改正 平成20年4月1日要綱第9号

平成21年10月1日要綱第13号

平成22年4月1日要綱第6号

平成24年4月1日要綱第4号

平成25年4月1日要綱第11号

平成27年4月1日要綱第5号

平成28年3月28日要綱第1号

令和2年1月17日要綱第2号

令和2年7月1日要綱第20号

令和3年4月7日要綱第13号

令和4年5月26日要綱第45号

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、上川町とする。ただし、複数の市町村が連携し広域的に実施することができるものとする。

2 町長は、事業の全部又は一部を事業所等に委託して実施することができる。また、社会福祉法人等が行う事業に対し補助することができるものとする。

(事業内容)

第3条 町長は、法第77条の規定により、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業

- (4) 意思疎通支援事業
  - (5) 日常生活用具給付等事業
  - (6) 手話奉仕員養成研修事業
  - (7) 移動支援事業
  - (8) 地域活動支援センター事業
  - (9) 更生訓練費事業
  - (10) 生活サポート事業
  - (11) 日中一時支援事業
  - (12) 身体障害者自動車運転免許取得事業
  - (13) 福祉ホーム事業
  - (14) 地域移行のための安心生活支援事業
- (対象者)

第4条 地域生活支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で町内に居住地を有する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第5に規定する療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障がい者を有する児童
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）
- (6) 町長が前各号に規定する者と同等の障がい者を有すると認めたる者

2 前項の規定に関わらず、前条第1号、第2号及び第6号に規定する事業は、障がいの有無に関わらず町内に居住地を有する者全てを対象とし、前条第4号、第5号、第9号、第13号及び第14号に規定する事業は、北海道内に居住する者も対象者とする。ただし、前条第5号、第9号及び第13号の対象者は、本町の障害福祉サービスの支給決定を受け

た者（以下「居住地特例者」という。）とする。

（事業の実施）

第5条 事業の実施に当たっては、別紙「上川町地域生活支援事業実施細則」（以下「実施細則」という。）に基づき実施するものとする。

2 事業の実施状況を記録する利用受付簿その他必要な帳簿を整備する。

（利用申請）

第6条 第3条の事業に係るサービスを利用しようとする者（障がい児にあってはその保護者。（以下「申請者」という。））は、あらかじめ実施細則に定める申請書を町長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由によりあらかじめ申請することができないときは、その旨を町長に申し出し、事後速やかに申請書を提出するものとする。

（利用決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請者及び申請者が属する世帯の状況等について審査を行い、サービスの提供を決定する。

2 町長は、利用を可とする決定をしたときは、実施細則に定める決定通知書により申請者に通知する。

3 町長は、利用を可としない決定をしたときは、実施細則に定める却下通知書により申請者に通知する。

4 町長は、事業を委託した場合は、決定したサービス内容を当該事業所等に実施細則に定める委託通知書により通知する。

（届出等）

第8条 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が次のいずれかに該当した場合は、その旨を遅滞なく町長に届け出るものとする。

（1） 実施細則に定める対象者でなくなったとき

（2） サービス利用を辞退又は中止するとき

（3） サービス内容に変更が生じるとき

（費用）

第9条 サービスに要する費用の額は、実施細則に定める額とする。

2 町長が支払う額は、サービスに要する費用の100分の90から100分の100に相当する額とする。

3 町長は、事業の実施を委託したときは、当該事業所等に前項に定める額を支払うものと

する。

(利用者負担額及び利用者負担上限月額)

第10条 町長は、サービスの提供を受けた利用者に対して、他の保健福祉サービスとの均衡を考慮し、利用者負担額を求めることができる。また、利用者の負担軽減を配慮して利用者負担上限月額を設定する。

2 利用者負担額及び利用者負担上限月額は、別表第1のとおりとする。

(居住地特例者のサービス利用)

第11条 居住地特例者が第3条第3号、第6号及び第10号に規定する事業以外のサービスを利用する場合には、居住している市町村の事業内容に基づいたサービスを受けることができるものとする。

2 前項に規定する費用については、町長が当該市町村と協議のうえ、必要な費用を支払うことができるものとする。

(個人情報の管理・保護)

第12条 町長は、個人情報の漏洩、滅失及び毀損その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定は、事業を委託した事業所等についても準用する。

(様式の変更)

第13条 事務の簡素化及び効率化等に資する場合、住民の利便性が向上する場合等は、この要綱に定める様式を変更して使用することができるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(上川町重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 上川町重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱(平成3年要綱第9号)

(2) 上川町重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成10年要綱第17号)

(3) 身体障害者自動車運転免許取得費補助事業実施要綱(平成12年要綱第13号)

附 則(平成20年4月1日要綱第9号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日要綱第 13 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日要綱第 6 号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前日に、改正前の上川町地域生活支援事業実施要綱に基づき決定を受けた利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日要綱第 4 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日要綱第 11 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日要綱第 5 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日要綱第 1 号）

（施行期日）

1 この要綱は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの要綱の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの要綱の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、第 3 条の規定による改正前の上川町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務取扱要綱、第 4 条の規定による改正前の上川町社会福祉法人等利用者負担額軽減制度助成事業実施要綱、第 5 条の規定による改正前の上川町福祉タクシー料金特別助成事業実施要綱、第 6 条の規定による改正前の上川町高齢者等介護予防・生活支援事業実施要綱、第 7 条の規定による改正前の上川町高齢者等屋根雪下ろし事業実施要綱、第 8 条の規定による改正前の上川町離島等地域利用者負担軽減事業実施要綱、第 9 条の規定による改正前の上川町福祉灯油助成事業実施要綱、第 10 条の規定による改正前の上川町成年後見制度利用支援事業実施要綱、第 11 条の規定による改正前の上川町地域生活支援事

業実施要綱、第 1 2 条の規定による改正前の上川町訪問介護等利用者負担軽減事業実施要綱、第 1 3 条の規定による改正前の上川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱、第 1 4 条の規定による改正前の上川町高齢者等緊急通報装置貸与事業実施要綱、第 1 5 条の規定による改正前の上川町インフルエンザ予防接種費用の助成に関する実施要綱、第 1 6 条の規定による改正前の上川町未熟児養育医療給付要綱、第 1 7 条の規定による改正前の上川町住宅リフォーム等補助金交付要綱及び第 1 8 条の規定による改正前の上川町民間大規模建築物耐震補強設計事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 2 年 1 月 1 7 日要綱第 2 号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年 1 2 月 1 1 日より適用する。

附 則（令和 2 年 7 月 1 日要綱第 2 0 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 7 日要綱第 1 3 号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 5 月 2 6 日要綱第 4 5 号）

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

#### 別表第 1

##### (1) 日常生活用具給付等事業に係る利用者負担額及び利用者負担上限月額

階層区分	利用者負担額	利用者負担上限月額
生活保護世帯		0 円
町民税非課税世帯		0 円
町民税課税世帯	基準額の 1 0 % 但し、町民税が均等割のみ課税であり、所得割額が賦課されていない世帯については、利用者負担額を基準額の 5 % とする。	3 7, 2 0 0 円

注 1 日常生活用具給付等事業に係る利用者負担上限月額は、法第 7 6 条に規定する補装具費の支給に係る利用者負担上限月額と合算する。

注2 町民税課税世帯のうち、町民税所得割額が46万円以上の世帯は、給付等の対象外となり、全額利用者負担とする。

(2) 移動支援事業及び日中一時支援事業に係る利用者負担額

階層区分	利用者負担額
生活保護世帯	費用の0%
町民税非課税世帯	費用の0%
町民税課税世帯	費用の10% 但し、町民税が均等割のみ課税であり、所得割額が賦課されていない世帯については、利用者負担額を費用の5%とする。

(3) 生活サポート事業に係る利用者負担額

階層区分	利用者負担額
生活保護世帯	費用の0%
町民税非課税世帯	費用の0%
町民税課税世帯	費用の10% 但し、町民税が均等割のみ課税であり、所得割額が賦課されていない世帯については、利用者負担額を費用の5%とする。

(4) 地域移行のための安心生活支援事業

階層区分	利用者負担額
生活保護世帯	費用の0%
町民税非課税世帯	費用の0%
町民税課税世帯	費用の10% ただし、町民税が均等割のみ課税であり、所得割額が賦課されていない世帯については、利用者負担額を費用の5%とする。

※10円未満の端数が発生した場合は、切り捨てる。

(5) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業、地域活動支援センター事業、更生訓練費事業、身体障害者自動車運転免許取得事業及び福祉ホーム事業に係る利用者負担額は無料とする。ただ

し、手話奉仕員養成研修事業に係る教材費等については、実費相当分を受講者が負担するものとする。

別表第2

日常生活用具給付等に関する種目、障がい及び程度、対象者、耐用年数及び基準額

種目	障がい及び程度	対象者	耐用年数	基準額 (円)	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上 寝たきりの状態にある難病患者等	18歳以上	8年	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する者に限る)	18歳以上	5年	152,700
		下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満	5年	19,600
		重度又は最重度の知的障がい者(児) 寝たきりの状態にある難病患者等	3歳以上		
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する者に限る) 自力で排尿できない難病患者等	学齡児以上	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(家族等の介助を要する者に限る) 入浴に介助を要する難病患者等	3歳以上	5年	82,400
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(家族等の介助を要する	学齡児以上	5年	15,000	

		者に限る) 寝たきりの状態にある難病患者等			
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	3歳以上	4年	159,000
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満	5年	33,100
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上	学齡児以上 18歳未満	8年	159,200
		下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等			
自立生活	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害(入浴に介助を必要とする者)	3歳以上	8年	96,000
支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上 常時介護を要する難病患者等	学齡児以上	8年	4,450 便器に手すりをつけた場合 5,400
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者(児)・精神障がい者(児)		3年	36,750
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	学齡児以上	4年	4,200
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 下肢が不自由な難病患者等	3歳以上	8年	60,000

	特殊便器	上肢障害２級以上 重度又は最重度の知的障がい者（児） 上肢機能に障がいのある難病患者等	学齡児以上	８年	151,200
	火災警報機	障害等級２級以上、重度又は最重度の知的障がい者（児）・精神障がい者（児）		８年	15,500
	自動消火器	障害等級３級以上、重度又は最重度の知的障がい者（児）・精神障がい者（児） 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯		８年	28,700
	電磁調理器	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯）重度又は最重度の知的障がい者（児）	18歳以上	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上	学齡児以上	10年	7,000
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上	18歳以上	10年	87,400
在宅	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上	3歳以上	5年	51,500
療養 等支 援用 具	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上 呼吸器機能に障がいのある難病患者等	学齡児以上	5年	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上 呼吸器機能に障がいのある難病患者等	学齡児以上	5年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	18歳以上	10年	17,000

	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯）	18歳以上	5年	9,000	
	盲人用体重計	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯）	18歳以上	5年	18,000	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等		5年	157,500	
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者で発声言語に障がいのある者	学齢児以上	5年	98,800	
	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上	18歳以上	6年	383,500	
	点字器	標準型	視覚障害２級以上（就労・就学しているか又は就学が見込まれる者）		7年	10,400
		携帯型			5年	7,200
	点字タイプライター	視覚障害２級以上（就労・就学しているか又は就学が見込まれる者）		5年	63,100	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上	学齢児以上	6年	85,000	
	視覚障がい者用活字文字読み上げ装置	視覚障害２級以上	学齢児以上	6年	99,800	
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者（本装置により文字等を読むことが可能となる者）	学齢児以上	8年	198,000	
	盲人用時計	解読式	視覚障害２級以上	18歳以上	10年	10,300
		音声式			13,300	
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障害又は音声言語機能障害（緊急時等の手段として	学齢児以上	5年	71,000		

			必要な者)			
	聴覚障がい者用情報受信装置		視覚障がい者(児)(本装置によりテレビ等の視聴が可能となる者)		6年	88,900
	人工咽頭	笛式	咽頭摘出者		4年	8,100
		電動式			5年	70,100
	点字図書		視覚障がい者(情報の入手に点字を必要とする者)			
排泄管理	ストーマ装具	蓄便袋	ストーマ造設者			8,858
		蓄尿袋				11,639
支援用具	紙おむつ等		高度の排便・排尿機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	3歳以上		12,000
支援用具	収尿器	男性用・普通型	高度の排尿機能障害			7,700
		男性用・簡易型				5,700
		女性用・普通型				8,500
		女性用・簡易型				5,900
住宅改修費	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害を有する者で障害等級3級以上 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等	学齡児以上		200,000

※ 排泄管理支援用具の基準額については、月額とする。

別紙

上川町地域生活支援事業実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、上川町地域生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（事業実施基準）

第2条 町長は、実施要綱第3条に定める各事業について、次のとおり実施する。

1 理解促進研修・啓発事業

（1） 事業の目的

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発（以下「研修・啓発事業」という。）を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

（2） 実施主体

この事業の実施主体は、上川町とする。ただし、この事業を町長が適切な事業運営ができること認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

（3） 事業の対象者

この事業の利用対象者は、町内に居住地を有するすべての住民とする。

（4） 事業の内容

研修・啓発事業の内容は、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるものとし、次に掲げる方法により行うものとする。

ア 障がい特性の理解を深めるための教室等の開催

イ 障害福祉サービス事業所訪問の機会の提供

ウ 有識者による講演会や障がい者等と実際に接することができるイベント等の開催

エ パンフレットの作成やホームページの作成による広報活動

オ その他事業の目的を達成するのに有効な方法と町長が認めるもの

（5） 事業実施状況の報告

研修・啓発事業の委託を受けた事業者は、当該年度の委託業務完了後遅滞なく関係書類を添えて事業の実施状況について、町長に報告するものとする。

（6） 遵守事項

ア 事業者は、事故が発生した場合、町長及び関係者に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

イ 事業者は、正当な理由なく業務上知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

## 2 自発的活動支援事業

### (1) 事業の目的

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

### (2) 実施主体

この事業の実施主体は、上川町とする。ただし、この事業を町長が適切な事業運営ができることと認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

### (3) 事業の対象者

この事業の利用対象者は、町内に居住地を有するすべての住民とする。

### (4) 事業の内容

事業の内容は、次のとおりとする。

ア 障がい者等及びその家族が互いの悩みを共有又は情報交換できる交流会活動の支援

イ 障がい者等を含めた地域における災害対策活動の支援

ウ 地域で障がい者等が孤立することがないように見守り活動の支援

エ 障がい者等が自らの権利又は自立のために社会に働きかける活動の支援及び障がい者等に対する社会復帰活動の支援

オ 障がい者等に対するボランティア養成及び活動の支援

カ 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために有効な活動の支援

### (5) 実績報告

受託者は、事業終了後30日以内に、事業の実績等について自発的活動支援事業実績報告書（様式第42号）により町長に報告しなければならない。

## 3 相談支援事業

### (1) 事業の目的

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、日常生活上の相談・助言、障害福祉サービスの利用支援、又は関係機関との連絡調整その他権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### (2) 事業の対象者

この事業の利用対象者は、障がい者等及びその家族で、福祉サービスの利用支援を受

けるために、情報の提供や相談・指導・助言等が必要な者とする。

### (3) 事業の内容

この事業が対象とする相談支援は、次に掲げるものとする。

- ア 福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）
- イ 各種支援施策に関する助言、指導等
- ウ 日常生活全般の相談援助（健康、衣食住、就労、対人関係等）
- エ 専門機関の紹介
- オ ピアカウンセリング、セルフヘルプ等の育成支援
- カ 権利擁護のための必要な援助
- キ 地域自立支援協議会の運営
- ク その他必要な相談支援

### (4) 事業の実施方法

この事業の実施方法は、次に掲げるものとする。

#### ア 訪問相談支援事業

相談支援を希望する障がい者等の家庭・職場等を随時訪問し、又は相談支援を必要とする地域を巡回する等の方法により、障がい者等及びその家族に対して各種の相談支援を行うことをいう。

#### イ 外来等相談支援事業

障がい者等及びその家族に対し、外来、電話、メールなどの方法により、各種の相談支援を行うことをいう。

#### ウ 地域生活支援事業

障がい者等が地域において自立した生活ができるためには、総合的な支援が必要であることから、地域の課題解決に向けた関係機関の連絡調整等を行うほか、日常的なボランティア活動を行うなどの育成支援を行うことをいう。

### (5) 事業費用

相談支援業務に従事する相談員の人件費、及び業務上必要とする需用費、役務費、使用料などの合算した額を事業費用とする。

## 4 意思疎通支援事業

### (1) 事業の目的

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の

意思疎通を支援する手話通訳者及び要約筆記者（以下「手話通訳者等」という。）の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、上川町とする。

ア 町長は、北海道に対し手話通訳者派遣業務及び派遣業務に係る派遣調整業務の契約に関する事務を委任し、その代理権を付与することとする。

イ 派遣依頼先は、社団法人北海道ろうあ連盟（以下「ろうあ連盟」という。）とする。

(3) 事業の実施方法

ア 第11号に定める、手話通訳者等を派遣する。

イ 手話通訳者等を財団法人北海道ろうあ連盟（以下「ろうあ連盟」という。）に委託して派遣する。

(4) 事業の内容

手話通訳者等の派遣の対象とする事項については、次に掲げるものとする。ただし、商業目的、営利目的及び政治団体や宗教団体の行う行動、その他公共の秩序に反すると認められる場合は、この事業の対象としないものとする。

ア 保健・医療・福祉に関すること

イ 官公庁等における手続き等に関すること

ウ 児童の保育、教育等に関すること

エ 地域生活における人間関係に関すること

オ 財産及び契約等社会生活に関すること

カ 雇用、労働等に関すること

キ 社会生活上必要な文化・教養に関すること

ク その他町長が必要と認めたもの

(5) 事業の対象者

利用対象者は手話通訳を必要とする者及び団体とする。

(6) 派遣対象地域

派遣対象地域は、原則町内とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りではない。

(7) 利用の申請

この事業を利用する者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、事業を利用する日の1週間前までに、意思疎通支援事業利用申請書（様式第4号）を町長に提出しな

ければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(8) 利用の決定

町長は、前号の申請書を受理したときは、内容審査のうえ、可否を決定し意思疎通支援事業利用決定通知書（様式第16号）又は却下通知書（様式第29号）により申請者に通知する。

(9) 利用の取消し

町長は、上川町地域生活支援事業実施要綱第8条第1号及び第2号の事由による通知を受けたとき又は次のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。この場合において、取消しの通知は、意思疎通支援事業利用取消決定通知書（様式第41号）により行うものとする。

ア 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき

イ その他町長が利用を不相当と認めたとき

(10) 実施報告

手話通訳者等の業務が終了したときは、速やかに事業報告書（任意様式）を町長に提出するものとする。

(11) 手話通訳者等の身分

手話通訳者等は、ろうあ連盟に登録された者とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

(12) 利用者負担額

この事業の利用者負担額は無料とする。

(13) 手話通訳者等に対する報償等

町長は、手話通訳者又はろうあ連盟に対し、報償等を支払うものとする。

(14) 手話通訳者等の遵守事項

ア 手話通訳者等は、双方の意思を正しく伝えるように努めなければならない。

イ 手話通訳者等は、業務により知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

5 日常生活用具給付等事業

(1) 事業の目的

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(2) 事業の対象者

重度の身体障がい者等、知的障がい者等又は精神障がい者等で日常生活用具を必要と

する者とする。

### (3) 事業の内容

町長が定める日常生活上の便宜を図るための用具とは、安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの、日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、及び製作や改良、開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないものをいい、次に掲げる用具とする。

#### ア 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいすなどをいう。

#### イ 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具をいう。

#### ウ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者等の在宅療養等を支援する用具をいう。

#### エ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具をいう。

#### オ 排泄管理支援用具

ストマ用装具などの障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品をいう。

#### カ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものをいう。

### (4) 日常生活用具給付等に関する種目等

日常生活用具給付等に関する種目、障がい及び程度、対象者、耐用年数及び基準額については、別表第2のとおりとする。ただし、同表によりがたい場合は、町長が障がい者等の障がいの状況、生活の状況などを勘案し、給付等を決定するものとする。

## 6 手話奉仕員養成研修事業

### (1) 事業の目的

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕

員を養成することにより、聴覚又は音声若しくは言語機能の障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）の地域交流をより円滑にするとともに、聴覚障がい者等への理解を広めることを目的とする。

(2) 実施主体

この事業の実施主体は、上川町とする。ただし、この事業を町長が適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(3) 養成対象者

この事業の対象者は、聴覚障がい者等の自立と社会参加の促進に理解を有する者で、実施主体が適当と認めた者とする。

(4) 事業の実施方法

事業は、養成対象者に対し講習会等の方法により実施し、次に掲げる課程を履修させるものとする。この場合において、課程のカリキュラム等は、手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム等について（平成10年7月24日付け障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）の手話奉仕員養成カリキュラムによるものとする。

ア 入門課程 相手の簡単な手話が理解でき、手話であいさつ、自己紹介程度が可能なレベル

イ 基礎課程 相手の手話が理解でき、特定の聴覚障がい者等と手話で日常会話が可能なレベル

(5) 修了証の交付

町長は、前号に規定する各講習課程を修了した者について、修了した講習ごとに修了証書（様式第43号）を交付するものとする。

7 移動支援事業

(1) 事業の目的

心身の障がい等のため屋外での移動に困難がある障がい者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(2) 事業の対象者

この事業の利用対象者は、重度の障がい者等で屋外での移動に著しい制限がある者で、次に掲げるものとする。ただし、障害福祉サービスに係る重度訪問介護、行動援護及び重度の障がい者等包括支援の対象者は除くものとする。

ア 視覚障がい者

- イ 全身性障がい者（両上肢及び両下肢の機能障がい者）
- ウ 知的障がい者
- エ 精神障がい者
- オ 難病患者等
- カ その他町長が外出時に移動の支援が特に必要と認めた者

### (3) 事業の内容

この事業の実施内容は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとし、次に掲げるものとする。ただし、通勤、通学、通院及び通所など定期的に外出を必要とする支援は除くものとする。

#### ア 社会生活上必要な外出

官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物、突発的な発病による通院、イベントへの参加、冠婚葬祭

#### イ その他町長が支援を特に必要と認めた外出

### (4) 事業の実施方法

この事業の実施方法は、次に掲げるものとする。

#### ア 個別支援型

個別支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる支援

#### イ グループ支援型

複数の障がい者等への屋外での活動に対する同時支援

### (5) 利用単価

この事業の利用単価は、1時間以内を1,600円とし、以降30分増すごとに800円を加算する。

### (6) 利用の限度

この事業の利用は、原則として月30時間までを限度とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

## 8 地域活動支援センター事業

### (1) 事業の目的

障がい者等に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日中における活動の場の確保など地域の実情に応じた支援を行うことにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

### (2) 事業の対象者

この事業の利用対象者は、障がい者等で町長が地域生活支援活動を必要と認める者とする。

### (3) 事業の内容

この事業の実施内容は、次に掲げるものとする。

#### ア 基礎的事業

地域活動支援センターの基本事業として、次に掲げる事業を実施する。

##### (i) 創作的活動事業

スポーツ、レクリエーション、手芸工作、絵画等及び地域活動等の技術援助及び作業を行うことをいう。

##### (ii) 生産活動事業

地域の実情及び製品の需給状況を考慮し、できるだけ多数の作業種目により障がい者等の特性及び能力に応じた作業指導又は職業提供を行うことをいう。

##### (iii) 地域活動等事業

社会生活の適応性を高めるための日常生活動作等の訓練、生活マナー等の講習、自主的な活動の支援、地域との交流等を図るための場や機会の提供等、地域生活の支援と地域活動の促進を目的とした事業を行うことをいう。

#### イ 機能強化事業

基礎的事業に加え、基本事業の機能強化を図るため、地域活動支援センターⅠ型からⅣ型の類型を設け、次に掲げる事業を実施する。

##### (i) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行うことをいう。

##### (ii) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行うことをいう。

##### (iii) 地域活動支援センターⅢ型

就労等が困難な在宅の障がい者等に対し、通所により生活訓練・作業訓練等を行うことをいう。

##### (iv) 地域活動支援センターⅣ型

在宅の障がい者等に対し、創作的活動、生産活動事業、地域活動等事業の基礎的

事業を行うことをいう。

(4) 事業の実施方法等

事業の実施方法、運営方法、費用の積算方法等は、別に定める「上川中部圏域地域活動支援センター事業に関する協定書及び実施要綱」によるものとする。

9 更生訓練費事業

(1) 事業の目的

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(2) 事業の対象者

この事業の利用対象者は、次に掲げる要件すべて満たす者をいう。

ア 法第19条第1項の規定による支給決定障がい者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている者並びに身体障害者福祉法第18条の2の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者とする。

イ 法第29条第3項に規定する定率負担に係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として町長が認めた者とする。

(3) 支給額

更生訓練費に関する支給額は、訓練に要する費用とし、次に掲げるものとする。

ア 訓練に従事した日が15日以上の場合、月額3,150円とする。

イ 訓練に従事した日が15日未満の場合、月額1,600円とする。

10 生活サポート事業

(1) 事業の目的

法第19条第1項に規定する介護給付費支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援又は家事に対する必要な援助を行うことにより、地域での自立した生活の推進を図ることを目的とする。

(2) 事業の対象者

介護給付費支給決定に係る障害支援区分認定者以外の障がい者等であって、生活支援又は家事援助等のホームヘルプサービスを提供するに必要と町長が認めた者とする。

(3) 事業の内容

日常生活に関する支援又は家事に対する必要な援助を行わなければ、本人の生活に支

障をきたすおそれのある者に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、生活支援又は家事援助などの必要な支援を行うものとする。

(4) 支給額

法第5条第2項に規定する居宅介護サービス費を準用して支給する。

(5) 支給量の上限

介護給付費居宅介護に係る支給決定を受けた者(他の障害福祉サービスを受けていないものに限る。)のうち障害支援区分1に該当する者の国庫負担基準額を上限とする。

1.1 日中一時支援事業

(1) 事業の目的

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の負担軽減を図ることを目的とする。

(2) 事業の対象者

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等であって、サービスを提供するに必要と町長が認めた者とする。

(3) 事業の内容

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などで、家族の就労支援、介護の負担軽減又は一時的な休息のために、障がい者等を一時的に預かって、見守りサービスなど必要な支援を行うものとする。

(4) 支給額

この事業の支給額は、サービスを提供する事業所等と協議し、決定した額とする。

1.2 身体障害者自動車運転免許取得事業

(1) 事業の目的

身体障がい者が自動車運転免許証を取得することによって、就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。

(2) 事業の対象者

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が4級以上の身体障がい者で、免許の取得により社会活動の促進が図られる者とする。

(3) 事業対象経費

事業対象経費は、教習料、検定料及び諸手続きに要する費用とする。

(4) 助成額

免許取得に要した費用のうち150,000円を上限として助成する。

### 1.3 福祉ホーム事業

#### (1) 事業の目的

現に住居を求めている障がい者等に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活を支援することを目的とする。

#### (2) 事業の対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者等であって、サービスを提供するに必要と町長が認めた者とする。ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除くものとする。

#### (3) 事業の内容

福祉ホームの利用は、障がい者等と事業所等との契約によるものとする。

ア 事業所等の管理人の業務は、施設の管理、障がい者等の日常生活に関する相談・助言及び関係機関との連絡・調整を行うものとする。

イ 障がい者等の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、障がい者等のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮するものとする。

ウ 疾病等により障がい者等が生活に困難を生じた場合には、医療機関、家族等に速やかに連絡をとるなど、障がい者等の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うものとする。

エ 障がい者等の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、できるだけ障がい者等の意見を尊重して定めるものとする。

#### (4) 支給額

この事業の支給額は、サービスを提供する事業所等と協議し、決定した額とする。

### 1.4 地域移行のための安心生活支援事業

#### (1) 事業の目的

地域生活支援拠点等の整備促進について(平成29年7月7日障害発第0707号第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において示された障がい者等が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。

#### (2) 実施主体

この事業の実施主体は、上川町とする。ただし、事業の一部を適正な事業運営ができると認められる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

### (3) 事業内容

#### ア 緊急一時的な宿泊事業

地域で生活する障がい者等の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合、短期入所等における緊急受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う事業で、宿泊することが適当でない特別な事情があると認める場合には、宿泊を伴わないで事業の利用をすることができるものとする。

#### イ 体験宿泊事業

地域生活への移行や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や緊急時の宿泊体験で1人暮らしの体験の機会や場を提供する。

#### ウ その他町長が必要と認める事業

### (4) 対象者

この事業の対象者は、第4条に掲げる者並びにその他町長が必要と認めた者とする。

### (5) 事業所

第3条に規定する事業を実施できる事業所は、法第5条第2項に規定する居宅介護又は同法第5条第8項に規定する短期入所を実施する事業所（以下「事業所」という。）とする。ただし、当該事業所を確保することが困難と町長が認める場合は、社会福祉法人等であって、当該事業所に準じた人員又は設備等が配置されている場合にこれを提供することができる。

### (6) 利用の条件

第3号アの規定による事業は、次の各項目に該当する場合に実施する。

ア 障がい者等の家族等が急な疾病等により、介護する者がいない場合

イ 障がい者等の家族等が事故、葬祭、出産等により、介護することができない場合

なお、第3号ア及びイによる事業の利用期間は、1回につき5日以内とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### (7) 利用単価

第3号に規定する全ての種類の事業の日額は、短期入所サービス費に準じた単位及び加算額とし、次の各号により算定するものとする。

ア 利用開始時刻から午前0時までを1日として扱う。

イ 5日を超えて利用が必要な場合の負担額は、原則として利用者の一次判定（コンピ

ューター判定)の障害支援区分を二次判定(審査会)の障害支援区分とみなした報酬単価とする。この場合は速やかに、二次判定を行うものとする。

ウ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)第7第1項(1)福祉型短期入所サービス費(I)(三)区分4、第2項短期利用加算、第4項単独型加算、第8項食事提供加算、第9項イ緊急短期入所受入加算(I)及び第10項定員超過特例加算によるものとする。

#### (8) 利用者負担額

利用者負担額は、別表第1第4号のとおりとし、事業所に支払うものとする。ただし、前号に定める利用単価で算定した額を除く食事代及び光熱水費については、利用した施設の定める金額に従い、利用者が負担する。

#### (9) 支払等

第2号の規定により事業を委託する場合は、上川町はこの事業に要した経費を事業所に支払うものとし、事業所は、第7号の規定により算定した費用について、サービスを提供した月の翌月の10日までに、利用実績明細書(任意様式)を添えて、町長に請求するものとする。なお、町長は、前項の請求があった日から30日以内に内容を確認のうえ費用を支払うものとする。

#### (10) 遵守事項

第5号に規定する事業者(以下「事業者」という。)は、サービス提供時に事故が発生した場合は、直ちに必要な処置を講じ、町長及び家族等に連絡を行わなければならない。また、事業者は、正当な理由なく業務上知りえた利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

#### (11) 契約

町長は、第5号に定める基準に基づき、適当と認める事業者と事業に関する協定書を締結するものとする。

(備付帳簿等)

第3条 町長は、実施要綱第5条第2項に定める諸帳簿として次に掲げる書類を整備する。

- (1) 地域生活支援事業利用受付簿(様式第1号)
- (2) 地域生活支援事業利用状況処理簿(様式第2号)
- (3) 相談支援事業受付票兼処理状況整理票(様式第3号)

(利用申請書等)

第4条 実施要綱第6条の規定に基づき利用申請をしようとする申請者は、次に掲げる申請書をそれぞれ町長に提出するものとする。

- (1) 意思疎通支援事業利用申請書（様式第4号）
- (2) 日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第5号）
- (3) 日常生活用具住宅改修費給付申請書（様式第6号）
- (4) 移動支援事業利用申請書（様式第7号）
- (5) 地域活動支援センター事業利用申請書（様式第8号）
- (6) 更生訓練費支給申請書（様式第9号）
- (7) 生活サポート事業利用申請書（様式第10号）
- (8) 日中一時支援事業利用申請書（様式第11号）
- (9) 身体障害者自動車運転免許取得助成申請書（様式第12号）
- (10) 福祉ホーム事業利用申請書（様式第13号）
- (11) 地域移行のための安心生活支援事業利用申請書（様式第13号の2）

2 町長は、前項第2号及び第3号による申請書の提出があったときは、調査書（その1）（様式第14号）を、前項第4号及び第7号による申請書の提出があったときは、調査書（その2）（様式第15号）を作成するものとする。

（利用決定通知書等）

第5条 町長は、実施要綱第7条第2項に基づきサービス利用を可とする決定をしたときは、次に掲げる決定通知書によりそれぞれ通知するものとする。

- (1) 意思疎通支援事業利用決定通知書（様式第16号）
- (2) 日常生活用具給付決定通知書（様式第17号）
- (3) 日常生活用具貸与決定通知書（様式第19号）
- (4) 日常生活用具住宅改修費給付決定通知書（様式第20号）
- (5) 移動支援事業利用決定通知書（様式第22号）
- (6) 地域活動支援センター事業利用決定通知書（様式第23号）
- (7) 更生訓練費支給決定通知書（様式第24号）
- (8) 生活サポート事業利用決定通知書（様式第25号）
- (9) 日中一時支援事業利用決定通知書（様式第26号）
- (10) 身体障害者自動車運転免許取得助成決定通知書（様式第27号）
- (11) 福祉ホーム事業利用決定通知書（様式第28号）
- (12) 地域移行のための安心生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第28号の

2)

2 町長は、前項第2号により決定通知を行ったときは、日常生活用具給付券（様式第18号）を、前項第4号により決定通知を行ったときは、日常生活用具住宅改修費給付券（様式第21号）を決定通知書と合わせて交付するものとする。

3 町長は、実施要綱第7条第3項に基づきサービス利用を可としない決定をしたときは、却下通知書（様式第29号）により通知するものとする。

4 町長は、実施要綱第7条第4項に基づき、委託した事業所等に決定したサービス内容を、次に掲げる委託通知書によりそれぞれ通知するものとする。

(1) 意思疎通支援事業利用委託通知書（様式第30号）

(2) 日常生活用具給付委託通知書（様式第31号）

(3) 日常生活用具住宅改修費給付委託通知書（様式第32号）

(4) 移動支援事業利用委託通知書（様式第33号）

(5) 地域活動支援センター事業利用委託通知書（様式第34号）

(6) 生活サポート事業利用委託通知書（様式第35号）

(7) 日中一時支援事業利用委託通知書（様式第36号）

(8) 福祉ホーム事業利用委託通知書（様式第37号）

(届出等)

第6条 利用者は、実施要綱第8条に規定する事項に該当したときは、地域生活支援事業利用資格喪失届出書（様式第38号）、地域生活支援事業利用辞退・中止等届出書（様式第39号）及び地域生活支援事業利用内容変更届出書（様式第40号）により町長に届け出るものとする。

(事業実施報告書)

第7条 町長は、事業実施にあたり事業所等に事業を委託した場合は、事業の実施状況について、当該事業所等に対し事業内容を把握する目的で、事業実施報告書の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。